

商 標 権	判決年月日	令和 7 年 2 月 2 6 日	担 当 部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	令和 6 年(行ケ)第 1 0 0 6 1 号 (A 事件)、 同第 1 0 0 6 2 号 (B 事件)、同第 1 0 0 6 3 号 (C 事件)		

○ 商標登録取消審判請求の対象となった商標権について、商標権者の通常使用権者が、指定商品に関する広告等に、本件各商標の使用をしていたものといえるとして、商標法 50 条に基づき本件各商標に係る商標登録を取り消すとした本件各審決の判断に誤りがあるとされた事例

(事件類型) 審決取消 (取消) 請求事件 (結論) いずれも請求認容 (審決取消)

(関連条文) 商標法 50 条 1 項、2 条 3 項 2 号、同項 8 号

(関連する権利番号)

A 事件：取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 2 号、商標登録第 4 1 2 8 3 1 7 号 (本件商標 A)

B 事件：取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 3 号、商標登録第 4 1 8 6 4 8 6 号 (本件商標 B)

C 事件：取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 5 号、商標登録第 5 2 9 4 1 6 2 号 (本件商標 C)

判 決 要 旨

- 1 原告は、本件各商標に係る商標権の共有者である（なお、原告以外の共有者は株式会社ラッフルズ（ラッフルズ）である。）。

被告は、本件各商標につき、いずれも商標法 50 条により登録が取り消されるべき商標に該当するとして、本件各商標に係る商標登録の取消審判を請求した。特許庁は、各請求を取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 2 号事件（本件商標 A）、取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 3 号事件（本件商標 B）、取消 2 0 2 1－3 0 0 9 6 5 号事件（本件商標 C）としてそれぞれ審理を行い、本件商標 A 及び B の商標登録をいずれも取り消すとの審決、本件商標 C の指定商品中、第 2 5 類「全指定商品」についての商標登録を取り消すとの審決（本件各審決）をした。

- 2 本件各審決は、要旨、以下のとおり判断した。

原告及びラッフルズは、株式会社エーススタイル社（エーススタイル社）が、本件要証期間中、商標権者から本件各商標の使用を許諾されていた者であり、エーススタイル社において本件各商標を使用していたと主張するが、ライセンス契約は、商標権の共有者の一であるラッフルズとエーススタイル社との間で締結されているにすぎず、商標権の共有者の一である原告とエーススタイル社との間で締結されていたものとは認められない。

エーススタイル社が商品の販売を目的として使用標章（コナート・ロゴ）を使用したスウェットシャツを展示会に出展した行為は、商標法 2 条 3 項 8 号の使用行為に該当するとしても、本件各商標は、その使用者が特定できず、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが本件各商標を使用しているとは認められない。また、本件商標 A や本件商標 B とコナート・ロゴとは、赤色楕円形図形の有無において明確に相違するた

め、社会通念上同一の商標及び標章とは認められない。

3 原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

4 本判決は、要旨、次のとおり判断して、審決を取り消した。

(1) ラッフルズとエーススタイル社との間のライセンス契約において、原告は当事者とはなっていないものの、同契約においては、原告が日本において有する商標権の管理をラッフルズに委託し、委託に基づき契約する旨が明示されている。これに加え、原告代表者の陳述書等によると、ライセンス契約の締結は、原告の同意を得た上で、ラッフルズの代表者だけで行われてきたと述べられており、その内容に特段不自然なところはない。また、上記ライセンス契約に係るロイヤリティーと認められる金額の50%が未払金として、決算書に計上された上で、原告宛てに海外送金されていることが認められる。

以上によると、原告は、ラッフルズがエーススタイル社との間で前記ライセンス契約を締結した際、同ライセンスの供与につき、原告もこれを許諾していたものと認められ、ラッフルズは、本件各商標に係る商標権の共有者である原告の同意を得て（商標法35条、特許法73条3項）、エーススタイル社に対し通常使用権の許諾をしていたものと優に認められる。

(2) 不使用商標の取消しの審判における商標の使用とは、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標など、必ずしも登録された商標と同一の商標の使用でなくとも社会通念上同一と認められる商標の使用であれば足りると解されている。

エーススタイル社は、令和3年10月13日～15日に開催された展示会において、展示されたTシャツ等のコナート・ロゴの表示は、本件商標Cと社会通念上同一であること、エーススタイル社の本件パンフレットにおいて、Tシャツ等のコナート・ロゴの表示は、本件商標Cと社会通念上同一であること、本件パンフレットの上部のコナート・ロゴの表示は、本件商標Cと社会通念上同一であることがそれぞれ認められる。

本件パンフレットの各商品のイラストの記載の上部に、「CONART LOGO」との記載がされているところ、「CONART LOGO」は「CONART」「LOGO」の間に空白が設けられ外観上区別されていること、「CONART LOGO」の意味も、造語である「CONART」のロゴという意味に理解できることから、「CONART」部分を分離観察可能であり、本件パンフレットに記載された「CONART LOGO」と「CONART」の欧文字を横書きした構成の本件商標Bは、社会通念上同一といえる。また、本件パンフレットに記載された「CONART LOGO」と「CONART」の欧文字とその日本語読みである「コナート」の片仮名を二段書きした構成の本件商標Aも、社会通念上同一であるといえる。

以上によると、本件各商標については、本件要証期間において、その通常使用権者であるエーススタイル社が、商品であるTシャツ（半袖）とスウェットシャツに本件商標Cを付したものを譲渡又は引渡しのために展示し（商標法2条3項2号）、また、商品に

関する広告である本件パンフレットに本件各商標を付して頒布し（同項 8 号）で使用したことが認められる。

- (3) したがって、本件要証期間内に日本国内において通常使用権者が指定商品（本件商標 C については第 25 類に係る部分）について本件各商標の使用をしているものといえる。

CONART
コナート

【本件商標 A】

CONART

【本件商標 B】



【本件商標 C】



【使用標章（コナート・ロゴ）】